

寝屋川市総合教育会議

令和元年 11 月 26 日（火）午後 3 時 30 分から
議会棟 5 階第 2 委員会室

会議次第

- 1 開会
- 2 寝屋川市教育大綱（素案）について
- 3 閉会

[資料]

寝屋川市教育大綱（素案）
パブリック・コメント手続実施要領

寝屋川市教育大綱（素案）

昨今、急速な技術革新や、様々な分野でのグローバル化等の進展により、社会の変化を予測することが非常に困難な状況となるとともに、あふれる情報の中から正しく情報を取捨選択し、活用していくことが必要な社会となっています。

このような社会情勢の中、自らの人生を切り拓き、それぞれの夢に向かって豊かに、たくましく生き抜いていくためには、これまでと同様の教育を続けていくだけではなく、自らの「考える力」を育成するための取組が急務であります。また、「考える力」をベースとした「学力」、「体力」などに着実につなげていくための「寝屋川教育（方式）」の確立が求められています。

私は、一人一人の良さを最大限に引き出し、「生き抜く力」を育成し、人格を磨いていくことが、本市の子どもたちの成長につながる最善の策であると考えています。

子どもたちが将来、力強く社会を生き抜く力を育んでいくことが社会全体の願いであり、学校・家庭・地域はもとより、関係機関、関係団体等との連携を深め、市民に信頼され、期待される教育の実現とともに、本市の特色ある取組により、市内外から選んでいただける教育の実現を目指します。

本市の教育改革に先立ち、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、本市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱をここに策定します。

令和2年 月 広瀬 慶輔

基本理念：『“寝屋川”だから学べる』

本市の教育改革を推進し、寝屋川市だから学ぶことができる教育内容、教育環境等の実現を2つの視点から目指します。

1. 「考える力」の確立

子どもたちが将来、自らが身に付けた力を活用し、感性や創造性を最大限に発揮するため、ディベート教育、道徳教育やコミュニケーション力、他人を思いやる心など、豊かな人間性の醸成などを通じて「考える力」を育みます。

また、「考える力」をベースに、基礎から発展につながる「学力」、合理性に基づき鍛えあげる「体力」などを確実に身に付けさせることにより、子どもたちの「生き抜く力」を育みます。

2. 特色ある「寝屋川教育」の確立

市民ニーズに寄り添った、寝屋川市だから学ぶことができる特色ある「寝屋川教育」を目指します。

施設一体型小中一貫校を新たなまちづくりのメインアイコンとして位置づけ、9年間の継続した学びの中で寝屋川市独自の教育を実現するため、全市的な小中一貫校への移行を目指します。

保護者ニーズに寄り添った、放課後児童対策等における総合的な取組や、人生100年時代を見据えた学習活動や文化・スポーツ活動など、市民が活躍できる環境づくりを推進します。

ソフト・ハード面を問わず、市の持つ経営資源を有効活用し、英語教育、ICT環境等、新たな課題への対応を進めます。

対象期間等

策定から概ね4年間の大綱とし、大綱の実現に向け、実施計画を策定し取組を推進するとともに、市と教育委員会が相互に協力・連携します。

寝屋川市教育大綱（素案）について、みなさんの意見を募集します
ーパブリック・コメント手続ー

1 寝屋川市教育大綱（素案）とは？

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正（平成27年4月1日施行）に伴い、地方公共団体の長はその地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなっており、市長と教育委員会で構成する「寝屋川市総合教育会議」において協議した内容を踏まえ、策定しています。

※資料は、教育政策総務課、市民情報コーナー、市立中央図書館（臨時図書室）・市立東・駅前図書館、各シティステーション、堀溝サービス窓口、市ホームページで見ることができます。（配布しています。）

2 意見の提出方法

ア 意見を提出できる人

- ①寝屋川市内に住んでいる人
- ②寝屋川市内の事務所や事業所に勤めている人
- ③寝屋川市内の学校に通学している人
- ④寝屋川市内に事務所や事業所を持つ個人や法人その他の団体
- ⑤寝屋川市税の納税義務を持つ人
- ⑥この案件に利害関係を持つ人

イ 意見の募集期間

令和元年12月2日（月）～ 令和2年1月7日（火）

ウ 提出方法

下の提出先に、直接書面を持参するか、郵便、FAX、電子メールにて提出してください。意見には、必ず住所・氏名・案件名を明記してください。

様式を添えておりますが、任意の様式でも構いません。

※提出された意見は、原則として公表します。

なお、提出者個人の住所・氏名等の情報については、寝屋川市個人情報保護条例に基づいて、適切に扱います。

※政策に対する賛成・反対ではなく、具体的な修正意見をお願いします。

※電話など口頭による意見の受付は行いません。

エ 提出先・問い合わせ先

寝屋川市教育委員会事務局 学校教育部 教育政策総務課（市役所東館2階）
〒572-8555 寝屋川市本町1番1号
TEL 072-813-0070 FAX 072-813-0083
E-mail:kyouiku@city.neyagawa.osaka.jp

オ 提出された意見の取扱

市は、提出された意見を受け止め、案に盛り込めるかどうかよく考えた上で、提出された意見のあらままと、意見に対する考え方を公表します。

「寝屋川市教育大綱（素案）」に対する意見

氏名：	_____
住所：	_____
連絡先：（電話番号もしくはメールアドレス等）	_____

※①提出された意見は、原則として公表します。

※②個々の意見に対して、直接回答はしません。

(意見)

寝屋川市教育委員会事務局 学校教育部 教育政策総務課（市役所東館2階）

〒572-8555 寝屋川市本町1番1号

TEL 072-813-0070 FAX 072-813-0083

E-mail:kyouiku@city.neyagawa.osaka.jp